

小水力発電の導入を 行いやすくします

～小水力発電に係る規制緩和、支援のご紹介です～

小水力発電を始めたい。



河川法を改正して
規制緩和を行いました。
発電プロジェクトの形成を
国が支援します。

お問い合わせ・ご相談は、お気軽に 国土交通省 水管理・国土保
全局 水政課 (03-5253-8441) までお電話ください。

また、プロジェクト形成支援については、お近くの国土交通省
地方整備局 ・ 事務所にご相談ください。

従属発電について手続を簡素化し、 許可制から登録制に移行しました



<農業用水を利用した従属発電の例>

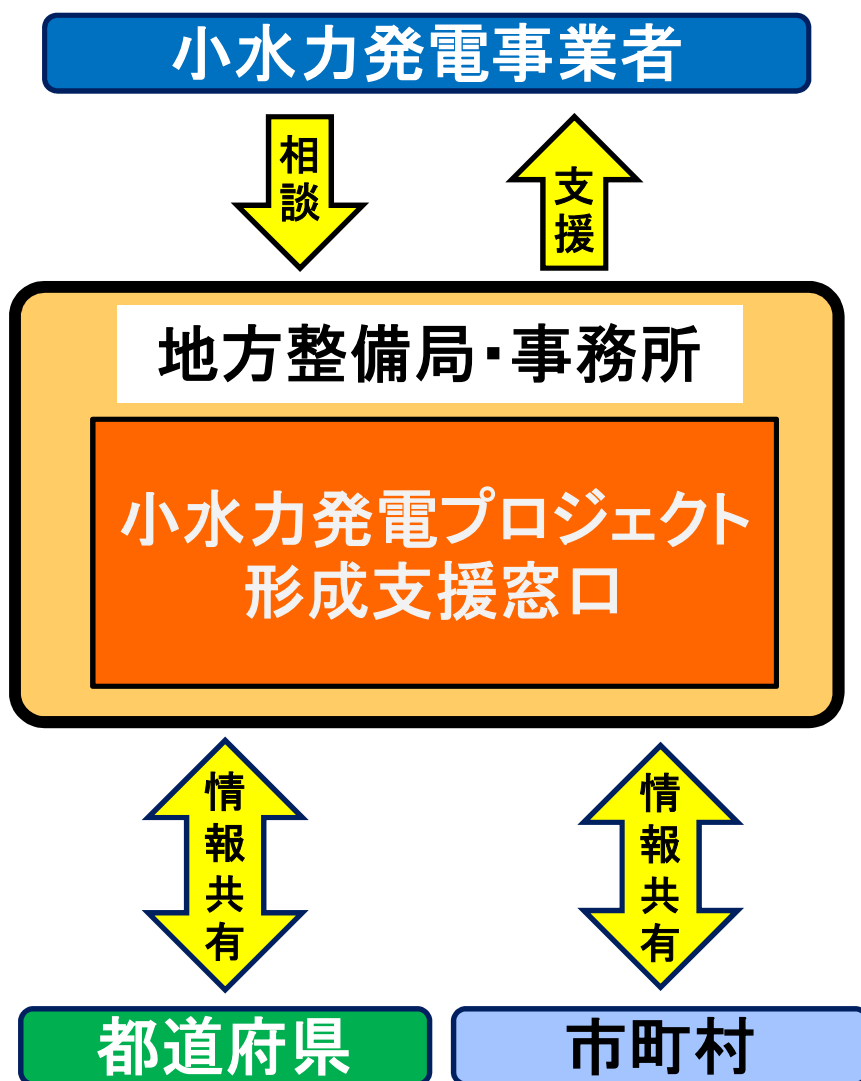


七ヶ用水発電所(石川県・手取川水系手取川)

- 審査要件の明確化
(一定の要件を満たせば登録)
- 関係行政機関との協議や関係利水者の同意を不要に

【効果】・水利権取得までの標準処理期間が大幅に短縮
(5ヶ月→1ヶ月) ※河川区域内の工事等が必要な場合は3ヶ月
・関係河川使用者等の調整が不要 ※従属元の同意は必要

小水力発電のプロジェクト形成を 国が支援します



問い合わせ先は国土交通省HPに掲載しております。

※問い合わせ先

<http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/contact.html>